

ご利用者の介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
・サービス利用料金 (単位)		652	720	793	862	929
・サービス提供体制強化加算 I (単位) 注1				22		
・看護体制加算 I (単位)				4		
・夜勤職員配置加算 (単位)				18		
・介護職員処遇改善加算 (単位) 注2		58	63	69	75	81
・介護職員等特定処遇改善加算 (単位) 注3		19	21	23	24	26
合計単位		773	848	929	1005	1080
上記、合計単位を自己負担額に換算（1単位は10.14円）：（円）	1割負担額	783	859	942	1,019	1,095
	2割負担額	1,567	1,719	1,884	2,038	2,190
	3割負担額	2,351	2,579	2,826	3,057	3,285
・居室に係る自己負担額（円）	・第4段階（標準）			個室 2,342		
	・第3段階			個室 1,310		
	・第2段階			個室 820		
	・第1段階			個室 820		
・食費に係る自己負担額（円）	・第4段階（標準）			1,445		
	・第3段階②			1,360		
	・第3段階①			650		
	・第2段階			390		
	・第1段階			300		
・1日あたりに係る費用（円） 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	個室	個室	個室	個室
	・第4段階（標準）	4,570	4,646	4,729	4,806	4,882
	・第4段階（2割負担）	5,354	5,506	5,671	5,825	5,977
	・第4段階（3割負担）	6,138	6,366	6,613	6,844	7,072
	・第3段階② 注4	3,453	3,529	3,612	3,689	3,765
	・第3段階① 注5	2,743	2,819	2,902	2,979	3,055
	・第2段階	1,993	2,069	2,152	2,229	2,305
・第1段階	1,903	1,979	2,062	2,139	2,215	
・初期加算 (単位)	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。			30		
・入院・外泊時費用 (単位)	月6日を限度。			246		
・日常生活継続支援加算 (単位)	利用者の介護度比率・職員の資格取得状況により算定。			36		
・療養食加算 (単位)	医師の指示に基づき療養食を提供したとき、1食ごと算定。			6		
・経口移行加算 (単位)	医師の指示に基づき、経口摂取のための栄養管理を行ったとき。			28		
・褥瘡マネジメント加算 (単位)	褥瘡発生リスクに対し褥瘡管理を実施したとき。1か月に1回			3		
・看取り介護加算1 (単位)	死亡日以前31日以上45日以下。			72		
・看取り介護加算2 (単位)	死亡日以前4日以上30日以下。			144		
・看取り介護加算3 (単位)	死亡日の前日及び前々日。			680		
・看取り介護加算4 (単位)	死亡日。			1,280		
・安全対策体制加算 (単位)	入所時1回を限度。			20		
・介護職員処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。			「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 83/1,000 が加算されます。		
・特定処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。			「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 27/1,000 が加算されます。		
1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額（円）	・第4段階（標準）	137,111	139,407	141,872	144,202	146,464
	・第4段階（2割負担）	160,612	165,204	170,134	174,794	179,319
	・第4段階（3割負担）	184,114	191,001	198,396	205,387	212,173
	・第3段階②	103,601	105,897	108,362	110,692	112,954
	・第3段階①	82,301	84,597	87,062	89,392	91,654
	・第2段階	59,801	62,097	64,562	66,892	69,154
	・第1段階	57,101	59,397	61,862	64,192	66,454
理美容サービス（実費）の価格表（円：税込み）		調髪	調髪 + 顔そり	顔そりのみ	毛染め（調髪込み）	パーマ（調髪込み）
		1,500	1,800	500	3,800	4,200

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。（介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。）
 注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83/1,000 を乗じます。
 注3 介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27/1,000 を乗じます。
 注4 第3段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で120万円越え、単身の預貯金500万円以下 夫婦の場合は1500万円以下
 注5 第3段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。
 ※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。
 ※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。